

生活と学習基金 募集要項（2026年）

2025年 8 月 吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は神奈川県藤沢市在住の篤志家の方からの寄付で作られた、生活の安定や学習を支援するための基金です。年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが生活への不安を感じることなく、自らの将来に夢と希望が持てるような支援を行う団体に対して助成を行います。

助成額

1 件あたり **20万円** 以内

助成件数

計 **5** 件程度

募集期間

2025年 8 月 1 日(金)～2025年10月24日(金)（※WEB申請 17：00締切）

（原則WEB応募になりますが、郵送応募を希望される場合は別途ご相談ください。）

助成対象

（1）助成対象活動

神奈川県藤沢市において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たすもの。

- ① 食事支援（こども食堂、地域食堂、フードバンク等）
- ② 居場所の開設や拡充（多世代交流・地域交流等）
- ③ 学習支援・課外活動（無料学習塾、科学実験・観察実習、読書会、スポーツ教室等）
- ④ 就労支援・相談支援、在留外国人支援
- ⑤ シェルター運営
- ⑥ その他この基金の目的達成に資する活動

（2）助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 日本国内において活動する非営利団体（法人格は不問）
- ② 団体の活動をホームページ、SNSや会報誌等で公表していること

（3）助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

（4）対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

家賃や通常の人件費等の経常費には使用できません。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-t1CHKSqYbNrl6ZunM7EV> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

（1）申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードしてください。

(2) 定款または会則の写し

(3) 前年度(2024年)の決算書(貸借対照表と収支計算書等)と事業報告書

※設立後まもなく前年度の決算書・事業報告書を作成していない場合は、その旨を記載した上で設立経緯やこれまでの活動をまとめたものを提出してください。(A4・1枚程度)

(4) 【法人のみ】履歴事項全部証明書(発行6ヶ月以内・コピー可)

(5) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

(6) 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料(チラシ、画像資料など)

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2025年12月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物(チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等)に、「**公益財団法人公益推進協会 生活と学習基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書(指定書式)
 - ② 助成事業収支報告書(指定書式) ※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

(1) 助成対象事業が完了しなかったとき

- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 生活と学習基金担当

TEL 03-5425-4201 問い合わせ対応時間：平日10：00～17：00

E-mail：info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】生活と学習基金_団体名」としてください）

